

# 子どもの学習権保障のために

元兼正浩（教育法・教育行政学）

## 概要と魅力

「教育法」を専攻しているというと、「何の教育法ですか」と尋ねられることがある。「国語科教育法」とか「公民科教育法」などの教科教育法（指導法）と勘違いされるのであろう。ここでいう教育法とは教育方法のことではなくて教育法規のことである。

では、教育（にとつての）法（法規）とはなにか。教育と法はどんな関係にあるのか。教師が行う教育とお上がさだめる（本当は国民の代表がつくる）法は無関係で、そもそも教育に法はなじまない、法のようなきまりで教育はしぼられるべきでないといった意見がある。みなさんもそう考えるのかも知れない。

しかし、本当に教育は法と無縁なのであろうか。たとえば小学校時代を思い出してみたい。6歳で入学することも、地元の小学校に入学することも法できめられている。

教科書が無償で配られることも、クラスの人数（およそ35人位でしたか？）も、担任の先生が教員免許をもっていることも、算数の時間が週何時間ということさえ原則的に法でさだめられている。

それではやはり法に「しぼられている」のだろうか。6歳で就学させなければならない「義務」は保護者に対するものである。本人にとっては「教育を受ける権利」がそれによって保障されることになる。通学区域が定められているのも一見「学校選択の自由」を奪っているように見えるが、子どもたちを無用な競争に巻き込まず、地域でのびのびと育てるための方策である。義務教育で授業料や教科書代が徴収されないのは家庭の経済力にかかわらず教育を受ける機会がすべての子どもに対して平等に開かれるためである。

クラスの人数にしてもたとえば「40人学級」という枠（上限）で行政（教育委員会）をしぼっているわけで、子どもの学習条件が守られるよう、いわゆる「詰め込み教室」にならないための配慮なのである。同様に上記の・は、教員免許状を持たない（一定の資質・能力や最低限の知識さえもちあわせない）教師や、自分の苦手な教科の授業を全然やらないというような教師から法が子どもたちを守ってくれている一例である。

このように学校（私立も含む）や公民館など「公」教育の場において法はまるで空気のように、ふだんはだれも意識しないが、かりにそれがないと息苦しい、とても大切なものとして存在している。しかしながら、今なお教育界には法アレルギーが強いといわれる。教師のなかには「法律はどうも...」という人が多い。教員採用試験のために教育法規を猛勉強した後は管理職試験を受験するまで『教育六法』さえ目にしない教師も多いという。

だが、教師の日常の教育活動はおよそ法と無縁ではないのである。教科書をなぜ使用しなければならないのか？副教材の取り扱い？指導要録や内申書を本人に見せるべきか？どこまでが懲戒でどこからが体罰に該当するか？校則によって生徒のアフター5まで拘束することができるか？また、いじめ自殺は学校事故にならないのか？保健室登校やフリースクールへの登校は出席扱いとなるか？「学級崩壊」したクラスの担任教師を異動させたり休職させたりすることは可能か？生徒主催の入学を祝う会に出席して校長主催の入学式を欠席した場合に入学を取り消されるかなど最近の教育問題の多くは法的な問題でもあり、「教育法」研究の対象となる領域（守備範囲）はきわめて広いといえる。

## 現在、関心をもっているテーマ

「規制緩和」の波はいよいよ教育界にも及び、通学区域の自由化や教科書検定の簡素化などが現実味を帯びてきている。また「地方分権」の流れの中で学校の自主性を尊重し、学校（とりわけ校長）の裁量権を拡大しようという気運が生まれ、校長職がにわかに注目されはじめた。校長のリーダーシップしだいで魅力的な学校とそうでない学校との格差が歴然と生じ、さきの通学区域の自由化が実現すれば、魅力のない学校には児童（生徒）が集まらなくなり廃校になることさえも予想される。それゆえ校長になるための資格条件を緩和し、教員免許をもたない者でも10年の教育関係職経験や民間企業管理職としての経営手腕が認められれば校長に登用可能とする法改正が行われ、すでにこれまでに70名以上の民間出身・公務員出身校長が誕生している。

「教壇に立つこと（教師となること）」を夢見た人たちがなぜその若き日の志を捨てて校長（管理職）になってゆくのかという問いが私の高校時代からのテーマだった。そこで「校長になる」とは一体どういうことかという校長任用（人事）の問題を大学院の修士論文では教育法的な観点で検討し、以後いっかんして校長職の法的研究にとりこんできている。このたび研究が突如として研究対象と同時進行になり、現実において行かれないよう努めながらもリアルタイムに居合わせたことの喜びと責任をひしひしと感じている。

## 学び方

教育法は情報法や環境法とならぶ現代法の一つ（特殊法）である。法学の一分野である「教育法」を法学部ではなく教育学部で学ぶ意味はどこにあるか。教育法研究の中心は法解釈であり、その際に教育条理解釈という独特の手法を用いる点に研究上の特色がある。条文の文言（ことば）通りに捉える「文理解釈」など法解釈にはいくつかの方法があるが、ここでいう「（教育）条理解釈」とは教育的な観点からみてもっとも道理にかなった解釈を採用するという方法である。法規の条文は国全体に通用する一般的取り決めであることからどうしても抽象化された概念によって構成されるためにいくつもの解釈が可能であり、読み方しだいではまったく正反対の解釈さえうまれるおそれもある。そのなかで子どもの学習権や発達権を保障するためにもっとも適切な解釈を探るのが教育法という学問である。したがって、どのように解釈するのが「教育的」にみて最も妥当かという判断をするためには教育学の知識が不可欠となる。教育行政学や学校経営学といった近接領域のみならず、教育哲学や教育史、発達心理学や障がい児教育学などを学び、ひろい視野から子ども理解、学校理解、教育理解を深めてほしい。その意味で法学部の学生よりもむしろ教育学部生であるみなさんが「教育法」に関心を寄せてくれて、教育学をまなぶ者ならではの柔軟な法解釈を試みてくれることに大いに期待している。

## 参考文献

- 兼子仁『教育法（法律学全集）』有斐閣、1978年新版、（この分野の古典的名著）。
- 神田修・兼子仁編著『ホーンブック教育法』北樹出版、1995年（入門書）
- 平原春好『教育行政学』東京大学出版会、1993年
- 黒崎勲『教育行政学』岩波書店、1999年